

埼玉連教発第23-7号
平成24年1月7日

市町村連盟長 各位

埼玉県スキー連盟
会 長 坂本 祐之 輔
(押印省略)
教育本部長 岩 澤 修
(押印省略)

教育本部スキー指導者の資格停止者の解除について（お知らせ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、常日頃から本連盟の事業に多大なご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、指導者研修会未修了による資格停止状態である資格者の資格停止の解除について、財団法人 全日本スキー連盟より「平成23年度修了時点で、研修会を修了していない停止状態の指導者は、平成24年度又は平成25年度に指導者研修会を修了することで、資格の停止を解除いたします。」との通知がありました。

（ここで言う23年度とは昨シーズンで、平成24年度とは今シーズンのことです）

埼玉県スキー連盟におきましても、この通知を受けまして早速本年度事業予定としております今後の研修会（3月万座の研修会「便覧事業計画参照」）にご参加いただき資格の継続をお願いすることとしました。

しかし、今年度の受講が困難な場合、来年度（平成25年度）の研修会に参加いただき、資格の継続をお願いすることとなりました。

本通知に伴う詳細につきましては、次ページの資格停止の解除の説明をご参照ください。

注：SAJからの連絡では、スキー指導員に限っての救済ということであり、パトロール資格及びスノーボード指導員資格に関してはこの対象ではありません。

本件担当：埼玉県スキー連盟 教育本部
指導委員会、企画委員会、OA委員会

「指導員資格の停止」等解除の説明（参考：埼玉県スキー連盟）

財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）では、会員登録をしていることによりSAJの各種資格の受検や取得後の資格継続ができることが規定されています。

具体的には、教育本部指導員資格（準指導員を含む）を継続するためには、毎年SAJ会員登録及び指導員資格登録し、さらに所定の研修会に2年に1回出席していることが必要と規定されています。（指導員規程第5条 平成23年改正予定・別添参照）

一方、昨今の指導員を取り巻く社会情勢は大変厳しくなっており、例えば長期の海外出張であるとか、出産子育て等によりどうしても指導者研修会に出席できない、或いは登録手続きの勘違いによる手続き漏れ等により、資格が停止状態となっている方がいるものと推察されます。

SAJでは、会員登録の電算化に続き、指導員資格登録の電算化も進めています。そのためには、現在の資格者のデータを間違いなく把握する必要性から、資格のデータ管理に当たり、個別対応ではなく、一括して資格の停止状態等にある方をこの2年間で救済していくこととなりました。

それに伴い、平成23年度末まで、様々な理由により研修会に出席できなかった資格者を救済することを目的とし、本年度又は来年度（平成25年度「2013年度」）に研修会を履修された方の資格停止を解除していく旨の通知が出されました。

以上の主旨をご理解いただき、貴団体に所属する指導員資格者全員の方に、今後の資格の継続に際し研修会出席義務（2年に1回が延長され3年に1回に改正予定）が重要になること、今回の救済処置に該当すると思われる方（埼玉県発行の「教育本部スキー便覧」部員名簿の研修会欄に「××」となっている）には、是非この機会の研修会を履修していただき、資格の継続をしていただきますようお願いいたします。（本内容と同様のものを県連ホームページにも掲載しましたので、そちらでも確認が可能です。）

なお、今回の資格停止の解除制度につきましては、平成25年度（2013年度）を過ぎての取り扱いはできないこと、また、ここでいう対象者は、本年度までにSAJ会員登録を継続している方になります。既にSAJ会員登録をしていない方は対象にはならないこと、さらに、研修会に出席するために、研修会費用及び登録料等未納分がある場合はその費用等の支払が生じることも併せて申し添えます。

この資格停止の解除制度に該当される方は、いろいろな事情をお持ちの方がいらっしゃるものと推察されます。今回の通知で全ての該当者にご理解いただき、対応していただくことが困難な事例も想定されます。よって、来年度の早い時期に本通知に対応困難と思われる方等を対象とした措置等も視野に入れながら対応を進めていく予定です。

以上、よろしくお願いたします。